

2018年10月30日、支社会議室において「申」第4号、第6号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第4号「総合研修センターにおける腸管出血性大腸菌O157検出」に関する申し入れ(2018年8月22日)

1. J R 東海総合研修センターの食堂で昼食を取った48人の社員が腹痛や下痢などの食中毒症状を訴え、うち14人から腸管出血性大腸菌O157を検出した事態について、会社の見解を明らかにすること。また、腸管出血性大腸菌O157の感染経路は把握できたのか、明らかにすること。

【回答】

静岡県東部保健所によれば、「患者の共通食が当該給食指定で調理された食事に限られること、患者の症状が類似していること、患者の便から腸管出血性大腸菌O157が検出されたこと、患者を診察した医師から食中毒の届け出がなされたことから、当該給食が提供した給食を原因とする食中毒と断定」したとのことである。なお、詳細な感染経路は把握していない。

2. 8月1日に昼食を取った同社社員ら男女48人(21~54歳)が腹痛や下痢などの食中毒症状を訴えたとのことであるが、当日の研修センターの対応を時系列で明らかにすること。

【回答】

- ・ 総合研セ内の全トイレの塩素消毒。
- ・ 体調不良申告者の部屋の隔離と専用トイレ・浴室の指定
- ・ 大浴場の全浴槽を使用停止とし、シャワーのみ利用可
- ・ 総合研修センター利用者(7月30日~8月3日)への体調調査(既退所者含む)
- ・ 株式会社LEOCによる食事提供を中止
- ・ 所員・研修生に対し、手洗い・消毒の実施を指示

(研修関係に於ける対応)

体調不良を訴えた社員に対しては、医療機関への受診を勧めると共に、研修を欠席させて休養を取らせた。これにより欠課が発生した場合は補講を行うなど必要な対応を行った。

3. 研修で訪れていた社員とセンターで働いていた職員が、研修中に発症したり、研修後に静岡、愛知、大阪など10都府県で症状が出たりしたとのことであるが、10都府県の全てを明らかにすること。

【回答】

東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、奈良県、大阪府、兵庫県の10都府県

4. 8月1日の昼食で腹痛や下痢などの食中毒症状が出ているにも関わらず、発表が18日に至った原因を明らかにすること。

【回答】

静岡県東部保健所において、原因等の究明がなされて8月18日（土）に結果が判明したため、同日に発表されたものである。

5. 8月1日の昼食で腹痛や下痢などの食中毒症状が出た後、静岡県への報告を5 W1Hで明らかにすること。

【回答】

総合研修センターが所在する静岡県三島市を管轄する静岡県東部保健所とは、体調不良者の健康被害の状況を報告すると共に二次被害拡大防止に向け、緊密な連携を取って対応をしている。

6. うち5人の社員が入院したとのことであるが、全員の症状及び何日入院したのか明らかにすること。

【回答】

個人に関わることなので回答を控える。

7. うち5人の社員が入院したとのことであるが、入院中の勤務扱いと入院費等の取り扱いを明らかにすること。

【回答】

入院費を含め治療に要した費用及び休業中の賃金は保証する。このもうしんについて、既に対象となる本人には説明済みであり、今後、株式会社LEOCと具体的な補償額等について調整していく。

8. 静岡、愛知、大阪など10都府県の社員が研修後に食中毒症状を訴えたとのことであるが、それ以降各現場で腸管出血性大腸菌O157の感染は拡大していないのか明らかにすること。また、感染があれば、その全てを明らかにすること。

【回答】

拡大していない。

9. 18日以降、保健所から研修センターの食堂が営業禁止に指定されているが、禁止期間はいつまでなのか明らかにすること。

【回答】

静岡県東部保健所による営業禁止処分は、8月18日（土）～当分の間であったが、再発防止措置が徹底されたことを受けて8月22日（水）に静岡県東部保健所により営業禁止処分が解除された。

10. 18日以降、研修で訪れている社員と研修センターで働いている職員の食事対応はどのように行っているのか明らかにすること。

【回答】

総合研修センターとしては、体調不良者の多発を受け原因調査及び感染症対策を実施していたが、8月9日（木）に総合研セを対象とした研修生からO157の罹患が確認されたとの情報を取得し、8月10日（金）朝より、食堂について営業を自粛した。なお、静岡県東部保健所により営業禁止処分期間は「8月18日（土）～当分の間」であったが、再発防止措置が徹底されたことを受けて、8月22日（水）に静岡県東部保健所により営業禁止処分が解除され、8月24日（金）に食堂の営業を再開した。営業自粛及び営業停止期間（8月10日～8月23日）については、弁当による代替食を提供した。

《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

組合：食中毒の原因である食事は何か分かったのか。

会社：詳細な感染経路は分からないので把握してない。

組合：提供された食事のうち肉・魚・野菜の何かは分からなかったのか。

会社：把握してはいない。

組合：保健所が発表した48人の社員が感染したのは間違いはないか。

会社：本件食中毒が原因と思われるのは、84名である。

組合：8月1日に食中毒が原因と思われる腹痛の症状が出ている。会社として8月1日から18日の間に全く発表してないのが問題である。

会社：8月9日頃、研修センター外での健康被害が確認されはじめたので、職場での二次感染を防止する必要があると判断した。

組合：8月9日頃から症状が出だしたのか。

会社：研修センターの外では9日頃。

組合：研修センターの中ではいつなのか。

会社：正確な日は分からないが、体調不良者が増えはじめたのは7日頃である。それを受けて塩素消毒や部屋の隔離など感染症の対策は適切に行っている。

組合：静岡県東部保健所が総合研修センター利用者（7月30日～8月3日）への体調調査を行ったということは、この5日間の食事のどれかに原因があったとみていいか。

会社：O157とは分からないが可能性が高いということで調査をした。若干潜伏期間もあるので、8月7日頃から体調不良を訴える方が増えたことを受けて対応した。

組合：8月5日頃から研修センターで食中毒患者が増えていると噂で組合は掴んでいたが、確実な情報は、18日の静岡県のプレス発表で初めて事実が分かった。

会社：塩素消毒とか部屋の隔離や浴室の指定、浴室の使用停止をプレス発表の前にやっているし、研修センター内の対応は適切にやっている。

組合：8月9日までの食事はLEOCから提供されていたのか。

会社：そうである。症状が出るまでの期間や症状を特定する時間もかかる。

組合：今回の対策は、いつ頃から始めたのか。

会社：8月7日以降順次行っている。

組合：O157ではないかとの予測は付いていたのに、7日から9日まで食堂の営業を行っていたのには問題がある。

会社：食堂とも限らないので、営業は行っていた。

組合：まずは、食堂が原因ではないかと疑うべきである。

会社：研修センター外にも出たりするので、食堂とも限らない。

組合：入院した研修生は、5名でいいか。

会社：研修後に入院した人もいるので、全社で言うと7名が入院した。

組合：10都府県にも及ぶ広がりを見ると18日の静岡県発表まで何もなかったのは遅くないか。会社が食中毒に関わる注意喚起の掲示を出したのは、15日くらいであった。

会社：8月9日頃から、研修後の職場での二次感染防止措置の為の掲示を出しているので適切な対応を行っていると考えている。

組合：補償額について、調整するとのことであるが会社としても補償する考えがあるのか。

会社：補償は当社及びLEOCが補償をするが、一方会社が被った損害についてもLEOCと話を進めている。

以上

「申」第6号「仕業検査担当者の勤務指定」に関する申し入れ(2018年9月11日)

1. 申告作業の経験がない社員を2班（ヤ3・ヤ4）に勤務指定した理由を明らかにすること。

【回答】

申告作業経験がない社員でも2班（ヤ3・ヤ4）に指定することはある。

2. 今後も、このような勤務指定があるのか明らかにすること。

【回答】

今後も同様とする。

3. 本年7月までの「ヤ1からヤ8」及び「テ1からテ3」における仕業検査並びに申告作業に対する社員指定に関する会社の基準を明らかにすること。

【回答】

「ヤ1からヤ8」「テ1からテ3」の誰もが仕業検査、申告作業を行うことがある。当日の入庫本数等に従って指定している。また、認定を受けていない申告作業等に従事させることはない。

4. 本年8月以降の「ヤ1からヤ8及び」び「テ1からテ3」における仕業検査並びに申告作業に対する社員指定に関する会社の基準を明らかにすること。

【回答】

本年7月までと変更はなく、今後も同様とする。

5. 今後は1班（ヤ1・ヤ2）、2班（ヤ3・ヤ4）を以前のように仕業検査専属に戻すのか明らかにすること。

【回答】

そのような考えはない。

以上

《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

組合：ヤ3・ヤ4の作業は申告作業も行う班ではないのか。

会社：各班とも仕業、申告作業それぞれ担当する可能性はある。ただし、3項の回答で申し上げた通り認定を受けてない申告作業等に従事させることはない。申告作業経験のない社員が1班にしか入らないということではない。

組合：認定を受けてない社員に対して申告作業をやらさないのは当たり前のことである。その社員を2班に従事させることにより、申告作業が起きた時点で他の作業自体に影響は出ないのか。

会社：申告作業に影響が出ないように勤務体制を組んでいる。
組合：今回の申し入れは、以前との勤務体制が変わったから出ている。
会社：ダイヤ改正以降に若干の変更があった。
組合：今年度の3月ダイヤ改正以降、変えたのか。
会社：そうである。ダイヤ改正の会社説明で出面の変更と同時に全ての班に入れる勤務体制もあり得るとの説明も行っている。その時にも申告作業の認定を受けてない社員に対して、申告作業をやらすことはないと説明している。
組合：ダイヤ改正の説明会の時に本当に説明したのか。
会社：直近、1班に申告作業の経験してない社員が多かったことはある。
組合：説明しているのなら、何故このような申し入れが出るのか。ダイヤ改正以降8月の勤務指定までは、たまたまなかったということか。
会社：結果としてはそうなる。当然認定がない社員は経験が浅い人であるので認定が下りるように必要な教育をしていく。
組合：申し入れにあるように、この間の会社の説明とは事実が異なるのではないか。
会社：ヤ1からヤ8、テ1からテ3の全ての社員に仕業検査・申告作業を行う説明はしてきている。
組合：以前からなのか、それともダイヤ改正以降なのか。
会社：ダイヤ改正以降である。
組合：ダイヤ改正以降、8月までの勤務に認定を受けてない社員を指定せずに済んだということは、今後も指定出来るのではないのか。
会社：その時の勤務によって新人社員がいなかったやもしれない。新人社員を1班に入れないといけないことはない。
組合：1班は仕業検査のみ従事するのではないか。
会社：1班も申告作業をやる時がある。
組合：従来からなのか。
会社：昔は、仕業と申告は分かれていたがダイヤ改正以降いずれも出来るような運用に変えてきた。これまで1班に経験が浅い人を指定しがちであったが、1班が仕業検査のみという決まりはない。
組合：仕業本数が多すぎて、勤務指定に対して無理やり入れている為にこの間の基準が崩れたのではないのか。
会社：仕業本数が増えたからといって、変わるものではない。
組合：仕業本数が増え、2班にも指定せざるを得ないのではないか。
会社：そのようなことはない。

以上